

5 交通安全対策を推進するための体制・役割分担



6 継続的な改善・進捗管理

本計画の推進にあたっては、計画期間（5年間）における施策実施状況や目標達成状況の評価・検証を行う「大きなPDCAサイクル」と、毎年の施策の実績及び進捗状況のモニタリングを中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の目標達成に向けた継続的な改善を推進します。

評価・検証については、状況に応じて武蔵野市交通安全対策会議において、進捗管理・見直し・改善を行います。また、施策の進捗管理については、各個別計画で行います。

武蔵野市交通安全対策会議委員・幹事

会長	武蔵野市長	幹事	東京労働局三鷹労働基準監督署第一方面主任労働基準監督官
委員	東京労働局三鷹労働基準監督署長		東京都北多摩南部建設事務所補修課長
	東京都北多摩南部建設事務所所長		警視庁武蔵野警察署交通課長
	警視庁武蔵野警察署長		武蔵野市防災安全部防災課長
	武蔵野市副市長		武蔵野市都市整備部まちづくり推進課長
	武蔵野市都市整備部長		武蔵野市都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長
	武蔵野市環境部長		武蔵野市都市整備部交通企画課長
	武蔵野市教育委員会教育長		武蔵野市都市整備部道路管理課長
	東京消防庁武蔵野消防署長		武蔵野市教育部指導課長
			東京消防庁武蔵野消防署警防課長

担当課 都市整備部交通企画課

第11次武蔵野市交通安全計画（素案）の概要

1 計画の考え方

●計画の趣旨

武蔵野市交通安全対策会議は、これまで5年ごと10次にわたり、交通安全対策基本法の規定により作成される、東京都の「東京都交通安全計画」に基づき、武蔵野市の地域の実情に即した「武蔵野市交通安全計画」を策定してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や交通行動の変化等に注視し、必要な対策に臨機に着手するとともに、武蔵野市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施を推進するため、「第11次武蔵野市交通安全計画」を策定します。

●計画の基本理念

『交通事故のない社会を目指して』

『人優先の交通安全』

『高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築』

●計画の位置付け

武蔵野市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱として、東京都の「東京都交通安全計画」に基づき策定し、武蔵野市の上位・関連計画との整合を図っています。

●計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 計画の目標

- ① 年間の交通事故死者数をゼロにします
- ② 年間の交通事故負傷者の減少を目指します
- ③ 自転車関与交通事故件数の減少を目指します

3 重視すべき視点

①高齢者の交通安全の確保

- ・本市では、今後も高齢者人口の増加が予測され、高齢者の外出率も比較的高い傾向にあり、また、約3割が高齢者関与交通事故となっています。
- ・安全な交通環境の整備と交通安全教育を推進するとともに、自身の身体機能等の自覚を促す啓発を行います。

②子どもの交通安全の確保

- ・年齢層別では子どもは最も外出率が高く、交通事故は生活道路や学校周辺で多く発生しています。
- ・交通ルールの理解・定着のための交通安全教育の充実とともに、安全な歩行空間の整備を進めます。
- ・保護者へ向けた交通安全啓発を行います。

③自転車の安全利用の促進

- ・本市では、自転車関与交通事故が全体の約4～5割を占め、東京都内と比較して高い関与率となっており、また、主要道路等における出会い頭の事故が最も多くなっています。
- ・関係機関等と連携して交通安全教育を強化するとともに、交通違反の取締り、ヘルメット着用の普及啓発や自転車走行空間の整備等の安全対策を推進します。

④新たな手法や技術を活用した交通安全対策の推進

- ・国や東京都の先端技術の活用やその安全性も含め動向に注視しつつ、市として実現できるITS技術等を活用した交通社会を検討します。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民のライフスタイルや交通行動への影響が認められています。
- ・これに伴う交通事故発生状況等を注視するとともに、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供等、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動を効果的に推進します。

4 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

1-1 安全安心な生活道路の構築

- (1)歩行空間の整備
- (2)生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進

1-2 幹線道路等における交通安全対策の推進

- (1)駅周辺の交通体系の検討
- (2)道路の整備（都市計画道路等）
- (3)交差点の改良

1-3 交通安全施設等整備事業の推進

- (1)防護柵の整備
- (2)道路照明の整備
- (3)道路標識の整備
- (4)信号機及び横断歩道の整備
- (5)その他の交通安全施設等の整備
- (6)事故多発箇所などにおける交通安全施設の整備
- (7)駐車施設の整備・拡充
- (8)交通環境のバリアフリー化
- (9)国・東京都による補助制度の活用

1-4 交通規制の実施

- (1)交通実態に即した交通規制
- (2)先行交通対策

1-5 自転車利用環境の総合的整備

- (1)自転車走行空間の整備
- (2)自転車駐車場の整備
- (3)シェアサイクリングの研究

1-6 渋滞対策

- (1)既存の道路空間を活用した渋滞対策
- (2)車両停車帯の整備
- (3)「第3次交差点すいすいプラン」の推進
- (4)荷さばき車両対策の推進
- (5)道路上工事の改善

1-7 公共交通機関利用の促進

- (1)公共交通機関利用の促進
- (2)乗換えの利便性の向上
- (3)パークアンドバスライドの推進
- (4)サイクルアンドバスライドの検討
- (5)バス交通と自転車交通の連携による MaaS の検討

1-8 その他の道路交通環境の整備

- (1)道路総合管理計画に基づく適正管理
- (2)道路の緑化
- (3)不法占用物件等の改善指導

第2章 交通安全意識の啓発

2-1 段階的・体系的な交通安全教育の推進

- (1)学校等における交通安全教育
- (2)高齢者に対する交通安全教育
- (3)運転者に対する交通安全教育
- (4)横断歩行者の安全確保に関する教育
- (5)自転車利用者に対する交通安全教育
- (6)二輪車運転者に対する交通安全教育
- (7)身体障害者に対する交通安全教育
- (8)外国人に対する交通安全教育
- (9)交通安全教育推進のための教材資料の充実
- (10)新たな手法を活用した交通安全教育の推進

2-2 地域における交通安全意識の高揚

- (1)地域の交通安全組織の拡大と育成
- (2)地域、家庭における交通安全教育等の推進
- (3)地域ぐるみの交通安全運動の推進

2-3 交通安全に関する広報・啓発活動の充実

- (1)多様な広報媒体による広報活動の充実
- (2)関係機関が連携した広報啓発等の実施
- (3)飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- (4)通学路等の周辺を通行する運転者に対する啓発活動等
- (5)シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進
- (6)薄暮時及び夜間の交通安全対策の推進
- (7)交通安全ポスター等による啓発活動
- (8)自転車用ヘルメット着用促進に向けた啓発活動の推進

第3章 道路交通秩序の維持

3-1 指導取締りの強化

- (1)交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- (2)携帯電話使用等の取締りの推進
- (3)二輪車対策の推進 (4)自転車利用者対策の推進
- (5)通学路等における指導取締り
- (6)シートベルト着用及びチャイルドシート使用義務違反の指導取締り
- (7)整備不良車両の取締り (8)過積載防止対策の推進

3-2 駐車秩序の確立

- (1)違法駐車取締り
- (2)地域実態に応じた駐車規制の推進
- (3)荷さばき駐車需要に応じた駐車スペースの確保
- (4)違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動
- (5)自動車の保管場所確保の徹底
- (6)放置自転車対策の推進
- (7)自転車等の駐車場所の確保等の推進

第4章 安全運転と車両の安全性確保

4-1 安全運転の確保

- (1)運転者教育の充実
- (2)高齢運転者事故防止対策の推進
- (3)二輪車事故防止対策の推進
- (4)貨物自動車事故防止対策の推進
- (5)安全運転管理の充実 (6)交通労働災害の防止
- (7)労働条件の適正化

4-2 車両の安全性の確保

- (1)自転車整備点検等の促進
- (2)自転車安全利用促進事業への補助の活用

第5章 救助・救急体制の整備

5-1 救助・救急体制の充実

- (1)救急事故現場及び搬送途上における救急処置の充実・強化
- (2)救急医療機関との連携強化
- (3)多数傷病者発生時の救助・救急体制の充実・強化
- (4)応急手当等の普及啓発の推進
- (5)「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進

5-2 救急医療体制の整備

- (1)救急医療機関の協力体制の確保

第6章 被害者の支援

6-1 交通事故相談業務の充実

- (1)相談体制の充実・強化
- (2)交通事故相談の実施

6-2 交通事故事件被害者等に対する連絡制度

6-3 被害者支援制度の充実

- (1)交通遺児等に対する施策及び交通事故による被害者等に対する支援

6-4 自動車損害賠償保険等の加入促進

- (1)自転車整備点検「TSマーク(保険付帯)」の普及促進
- (2)自動車損害賠償保険等への加入促進
- (3)原動機付自転車等の損害賠償責任保険の加入促進

第7章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

7-1 災害に強い交通施設等の整備

- (1)無電柱化の推進
- (2)交通規制用装備資器材等の整備

7-2 災害時の交通安全確保

- (1)緊急通行車両等の交通確保 (2)信号機の滅灯対策
- (3)救急活動等 (4)大規模事故時等の交通規制の実施
- (5)災害への備えに関する広報活動
- (6)大規模事故時等の各機関の相互連携の確保

第8章 踏切の交通安全

8-1 その他踏切道の安全を図るための措置

- (1)踏切道の立体交差化及び構造改良の促進 (2)踏切道の安全に関する周知徹底